

事 務 連 絡
令和5年(2023年)11月17日

一般社団法人
北海道農業土木測量設計協会事務局長 様

農政部農村振興局事業調整課
課長補佐(設計積算)

設計業務における照査技術者の取扱について

このことについては、「委託業務における照査技術者の取扱について」(平成18年2月23日付け事務連絡)により、すべての設計業務に対して照査技術者を配置することとしているところですが、次のとおり変更したので、事務処理を適切に行ってください。なお、「委託業務における照査技術者の取扱について」(平成18年2月23日付け事務連絡)は廃止する。

記

設計業務における照査技術者の配置については、委託者が設計図書(業務数量総括表など)において照査を明示している場合のみとする。

設計積算係
内線 27-186